

支配株主等に関する事項について

2022年9月13日

株式会社 東京証券取引所
代表取締役社長 山道 裕己 殿

会社名 SBIリーディングサービス株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 久保田 光男

当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりです。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

(2022年9月13日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
SBIホールディングス(株)	親会社	95.59	0.00	95.59	株式会社東京証券取引所 プライム市場

2. 親会社等の企業グループにおける当社の位置付けその他の当社と親会社等との関係

・親会社等の企業グループ(SBIグループ)における位置づけ

親会社等の企業グループ(SBIグループ)は、SBI証券や住信SBIネット銀行、SBI損保など、金融商品や関連するサービス・情報の提供等を行う「金融サービス事業」のほか、モーニングスターやSBIアセットマネジメントグループなど資産運用に関するビジネスを行う「資産運用事業」、ベンチャーキャピタルなどプライベートエクイティ投資等を行う「投資事業」、暗号資産関連の「暗号資産事業」、バイオ・ヘルスケアやメディカルなどのビジネスを行う「非金融事業」を主要事業とする企業グループであります。

各グループ会社は、それぞれ独立して事業を展開しつつ、SBIグループとして連携しながら、相互進化を図っています。

当社は、「投資事業」の一社として事業を展開しております。

・親会社等の企業グループ(SBIグループ)に属することによる事業上の制約、リスク等

当社は、親会社との関係を明確にするため親会社との間で経営管理契約を締結しております。

同契約において、当社は親会社グループに属することにより、親会社等への事前報告を要する事項はあるものの、承認を要する事項はなく事業上の制約はありません。

親会社との関係を明確にするため、経営管理契約を締結し明文化しております。

当社は親会社グループに属するメリットとして、親会社グループのネットワーク、知名度を活かしたビジネス展開が可能になるものと考えておりますが、一方で、SBIホールディングス株式会社及び他のSBIグループ企業に起因して生じた財務内容、信用状況、業績等に関するマイナスイメージ等について、当社も同一視され、レピュテーションリスクが生じるおそれがあります。

・親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方

当社は、取締役6名のうち2名が社外取締役、監査役3名のうち2名が社外監査役であり、当社役員で親会社と兼務関係があるのは、非常勤監査役の一名のみであります。

社外取締役および社外監査役は、株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考に、一般株主との利益相反が生じるおそれのない人物を選任しており、客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識および幅広く高度な経営に対する経験・見識等を活かした社外的観点からの監督または監査および助言・提言等を実施し、取締役会の意思決定および業務執行の妥当性・適正性を確保する機能・役割を担っております。

また、上記体制に加え、上述の経営管理契約を締結することにより親会社との関係を明確化、経営の独立性を確保しています

3. 支配株主等との取引に関する事項

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）「第1部 企業情報 第5 経理の状況 関連当事者情報」に記載のとおり、当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社及びそのグループ会社と取引を行っております。主な取引として以下の通りです。

会社名	取引内容	取引金額 (百万円)	取引条件の決定方法
SBIホールディングス株式会社	システムのライセンス取引や人事関係にかかる業務等	94	市場での取引価格を勘案し、交渉の上決定しております。
SBIマネープラザ株式会社	投資家候補先の紹介	180	市場での取引価格を勘案し、交渉の上決定しております。
SBIビジネス・ソリューションズ株式会社	経理システムのライセンス取引等	9	市場での取引価格を勘案し、交渉の上決定しております。
SBIリクディティマーケット株式会社	ファンド事業にかかる為替予約取引等	1	市場での取引価格を勘案し、交渉の上決定しております。
SBIアセットマネジメント株式会社	運用中のファンドにかかるアセットマネジメント業務等	4	市場での取引価格を勘案し、交渉の上決定しております。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社グループは、親会社であるSBIホールディングス株式会社及びその子会社との間で行う取引（以下、支配株主との取引）において、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針としております。

支配株主との取引が見込まれる際には、事前に取締役会等において当該取引の必要性及び当該取引の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に審議した上で意思決定をすることにより、支配株主を除く株主の利益の保護に努めております。

以上